

一復第一一九〇號

復員留守業務規定等一部改正の件通牒

復員官署一級、都道府縣民生部（局）長

昭和二十二年六月十六日

復員廳 總裁 官房長

一復第七四四號復員留守業務規定及一復第六八九號中左記の通り一部を改正されたから通牒する

左記

一復員留守業務規定の改正

(イ) 目次中様式第十二を削除する。

(ロ) 第三十三條第一號第一號第一號を左の通り改める。

戦時名簿

戦時名簿ヲ携行セザル部隊及ビ建制ヲ維持セズ掃蕩セル者ニ在リテハ第十一條ノ身上申告書トス。

(イ) 第四十六條 削除

(ニ) 様式第二中「履歴ノ概要」を「昭和十八年以降ノ履歴ノ概要」に改め、同欄の記載例を削り、「調製上ノ注意」の第九號の「履歴ノ概要欄ニハ」の次に「未滿遼者ノ調査參考ノ爲昭和十八年ヨリ」を加へ、「單籍ニ入りタル日ヨリ」を削る。

(ホ) 様式第十二 削除

三、一復第六八九號第六條第二項、第八條第二項及び別紙第五を削る。

参考送付先

北海道府録世話（第一世話）課長

北海道世話課は五部とする

0944

一復第一二一五號

第一復員官署一級及關係民生部

上陸地支局所在地以外に帰還する陸軍軍人
軍属であつた者の復員處理に就て

昭和二十二年六月二十八日

復員總務官房長

上陸地支局所在地以外の港灣に適合國船積等で帰還する陸軍軍人軍
属であつた者の上陸地に於ける復員處理に就て別紙の通り定められ
たから遵服する。

尙關係都道府縣に於ては右に同じ現地に於て依頼ありたる場合は之
に協力を願ひ度い。

遵服先 復員官署一級

關係都道府縣民生(局)部長

0945

(北海道、青森、柳奈川、愛知、大阪、兵庫、岡山、山口、
福岡、佐賀、長崎、鹿児島、京都、福井、新潟)

参考 第二復員局

引揚設設院次長

0946

上陸地支局所在地以外の上陸地に歸還する陸軍
軍人軍屬であつた者の復員處理要領

一 これ等の歸還者の上陸地での復員處理は上陸地支局で實施して居る復員處理の要領に準ずる。

二 第一復員局、其他の復員官者或は都道府縣世話課等で上陸地支局以外の地に引揚船入港する情報を得た時は^速かに關係官（公）者に通報する。

三 これ等の港河での復員處理の責任官署を次の様に定める
／ 横濱浦賀等京濱地區

東部復員連絡局

但し留守業務局長は關係の職員を派遣して援助する。

／ 福岡及下關、門司地區

西部復員連絡局

3 佐世保

佐世保上陸地支局

4 吳及大竹地區

廣島上陸地支局

5 鹿兒島、神戸及其他の地點

所管の復員連絡局同支部但し其の江関係都道府縣世話課に委
屬することが出来る。

道際先 復員官署一設

關係都道府縣民生(局)部長
(北海道、青森、神奈川、愛知、大阪、兵庫、廣島、山口)
(福岡、佐賀、長崎、鹿兒島、京都、福井、新潟)

參考 第二復員局

引揚援護院次長